

令和4年6月22日
若年者への消費者教育の推進に関する
4省庁関係局長連絡会議申合せ

「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの取組状況 (2021年度【令和3年度】末時点)

1 地方公共団体・大学等への働き掛け

(1) 地方公共団体（教育委員会を含む。）、大学等に対し、実践的な消費者教育の徹底に向け、通知を行う等、様々な機会を活用して働き掛けを実施する。

地方公共団体・大学等への働き掛けとして、キャンペーン決定日に、都道府県・政令市の首長、教育長及び国公立大学長等に対して、文書を発出し、消費者教育の一層の推進に向けた働き掛けを行った。【4省庁連携】

都道府県・政令市の消費者行政部局に対して文書を発出し、キャンペーンの内容に関連して、「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施に向けた働き掛けを行った。また、地方公共団体との意見交換会等を実施し、高等学校等における実践的な消費者教育の推進に向けて、出前講座や各種教材の活用等について働き掛けを行った。【消費者庁】

教育委員会等が実施した教職員向け研修に法務省職員を講師として派遣し、契約や私法の基本的な考え方についての指導方法を説明したほか、出前講座や高校生向け法教育リーフレットの活用等について働き掛けを行った。【法務省】

教育関係団体及び教育関係機関等に対して「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日付け若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定（平成30年7月12日改訂））に基づく取組を引き続き実施することを求めるとともに、若年者を対象とした当該団体及び機関等が行事・催し物を実施する際に参加者に対する消費者被害防止に係る情報発信等に協力するよう働き掛けを行った。

また、地方公共団体や大学等からの求めに応じ、それぞれが抱える課題等に対し、指導・助言を行う、文部科学省消費者教育アドバイザーを派遣した。【文部科学省】

(2) 実践的な消費者教育を推進するため、各省庁で作成したコンテンツを活用しつつ、地方公共団体等とも連携し、高等学校・大学等向けの出前講座等を実施する。

消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な授業の全国での実施に向け、地方公共団体等と連携して周知を行いつつ、私立高等学校、特別支援学校及び大学を対象とした出前講座を実施した。【消費者庁】

高校等における成年年齢引下げをテーマとした若者との意見交換会（ウェブ会議方式による講義を含む。）を実施した。【法務省】

消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業に係る出前講座等について、各学校等に対する周知への協力を各教育委員会に依頼した。【文部科学省】

金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」や、オンデマンド授業動画「マネビタ」なども活用しながら、日本銀行や金融関係団体、地方公共団体とも連携し、高校や大学に講師を派遣し、金融リテラシーに関する出前講座を実施した。【金融庁】

(3) 情報発信、セミナー開催等の実施について関係団体への働き掛けを実施する。

PTA関連団体に対して文書を発出し、成年年齢引下げに関する情報発信等について働き掛けを行った。【消費者庁】【文部科学省】

2 関係団体への働き掛け

(1) 消費者団体、日弁連、金融関係団体等の関係団体に対し、出前講座等の機会を活用した注意喚起・情報発信の取組の働き掛けを行う。

各省庁において、消費者団体、日本弁護士連合会、金融関係団体、経済団体、障害・福祉団体、スポーツ関連団体、日本司法書士会連合会等に対して、出前講座等の機会を活用した注意喚起や、「18歳から大人」啓発ポスターやチラシの掲載、ウェブサイトでのリンク共有、SNSでの情報発信等の取組について働き掛けを行った。【4省庁連携】

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニエンスストア各社と連携し、令和4年3月1日から順次、コンビニエンスストア各店舗で、レジ画面へのメッセージ表示や店内放送におけるアナウンスを実施し、成年年齢引下げに関する広報・啓発を行った。【4省庁連携】

※関係4省庁及び財務省、国税庁、警察庁と連携して実施

3 イベント・メディアを通じた周知

(イベント)

(1) 若年者が多く参加するイベント、成人式等を活用した周知を推進する。

若年者が多く参加するイベントである「TGC teen 2021 Winter」において、成年年齢引下げに関する啓発ステージを実施した（令和3年11月20日）。また、当日の様子を記録した動画をイベント主催者及び消費者庁のウェブサイトに掲載し、実施後においても周知・啓発を行った。【消費者庁】

都道府県・政令市の消費者行政部局に対して文書を発出し、地方公共団体における取組事例の紹介と若年者向け消費者教育関連の啓発資料、動画等の情報提供を行い、成人式における消費者教育・啓発の実施を働き掛けた。【消費者庁】

(2) 若年者、教員等が参加するイベント・セミナーを開催する。

「成年年齢引下げに向けた実践的な消費者教育の推進」をテーマにした、パネルディスカッションを実施した（令和4年2月27日、オンライン開催）。また、当日の様子を記録した動画を消費者庁ウェブサイトに掲載し、実施後においても周知・啓発を行った。【4省庁連携】

若年者が参加するイベントとして、「18歳から大人！ゆりやんとつくるラップ動画チャレンジ」（応募期間：令和3年11月4日～令和4年1月5日）を実施し、

応募作品を元に動画を作成し、ウェブサイト等における周知・啓発に活用した。

また、「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」をテーマにした令和4年度消費者月間ポスターデザインコンテスト（応募期間：令和3年11月17日～令和4年1月28日）を実施し、応募作品を基にした啓発ポスターを作成し、周知を行った。【消費者庁】

教員等に向けたイベントとして、成年年齢引下げをテーマに、法教育セミナーを実施した（令和3年8月17日、オンライン開催）。また、当日の講演等の内容や法教育授業の実践方法等に関する発表資料を法務省ホームページにおいて公開し、周知・啓発を行った。【法務省】

消費者教育に携わる地方公共団体の担当者、消費者教育関係者並びにNPOや大学及び企業等の関係者の参画による消費者教育連携・協働推進全国協議会を開催し、実践的な消費者教育に関するノウハウを共有し、成年年齢引下げに向けた取組を含めた実践的な消費者教育の促進を図った。【文部科学省】

OECDが主催する、子供・若者に対する金融教育・金融包摂の推進のための国際的な啓発活動である「グローバルマネーウィーク」に参加。令和4年3月のイベント期間中は、金融庁や金融関係団体、個別金融機関等において、メディアと連携した金融経済教育の周知広報や、成年年齢引下げや高校学習指導要領改訂をテーマにしたシンポジウム等を実施した。【金融庁】

（メディアを通じた情報発信）

（3）デジタル化の進展も踏まえ、SNS等の各種メディアを活用した周知を実施する。

政府広報室において実施する、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした広報キャンペーンを活用して、テレビCM、雑誌、ウェブサイト、SNS等の様々な媒体において、成年年齢引下げに関する周知・啓発を行った（令和4年1月～3月まで実施）。また、成年年齢引下げをテーマとしたテレビ番組「新しい常識！18歳から大人ルール」を放映（令和4年1月16日）する等メディアを活用した周知を行った。【4省庁連携】

「18歳から大人」Twitterアカウント（令和3年3月22日開設）、LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」（令和3年8月4日開設）において情報発信を行った。また、Yahoo!、Twitter、Instagram広告を活用して、成年年齢引下げに関する周知・啓発を行った。【消費者庁】

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」のエッセンスを分かりやすくまとめた動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を作成し、YouTube、Twitter、Instagram広告を活用したり、若年者が社会に出るまでに知っておきたい知識に関するクイズをTwitterで出題したりするなどして、若年者に訴求する周知活動に積極的に取り組んだ。【法務省】

金融庁公式アカウントや、つみたてNISAのマスコットキャラクターである「つみたてワニーサ」アカウントから、消費者トラブルに関する注意喚起や、金融庁や関係機関等における金融教育に関するイベント情報等を発信した。また、成年年齢引下げを踏まえ、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起に関する特設サイ

トや動画を作成した。【金融庁】

4 消費者教育のコンテンツの充実・活用の促進

(1) 実践的な消費者教育の実施に資する動画等を作成し、SNS等での情報発信に活用する。

「ゆりやんレトリィバァのラップ動画 成年年齢—大人になる君へのメッセージ」、「身近な契約のチェックポイント」、「社会への扉」動画講座（生徒用及び教師用）等の動画を作成し、消費者ウェブサイト開設した「18歳から大人」特設ページ等で活用を促した。【消費者庁】

成年を迎えるに当たって知っておきたい知識を集約し、マンガやクイズを交えて伝える特設ウェブサイト「大人への道しるべ」にコンテンツを拡充し、活用を促進したり、そのエッセンスを分かりやすくまとめた動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を作成し、SNS等において活用を促進した。【法務省】

(2) 利用者の特性を考慮したデジタル教材等を作成し、高等学校等での活用を促す。

特別支援学校の知的障害のある生徒を主な対象とする、特別支援学校（高等部）消費者教育教材（令和3年6月公表）の活用を促すため、実践事例を収録した活用事例集を作成しウェブサイトに掲載した。

高等学校向け、成年消費者向けに活用できる消費者保護のための啓発用デジタル教材を、有識者会議での検討も踏まえ作成した。また、小学校向けに自立した消費者育成のためのデジタル教材を作成した。【消費者庁】

契約や私法の基本的な考え方を分かりやすく解説した、高校生向け法務省リーフレット「18歳を迎える君へ」を全国の高校2年生を対象として約130万部を配布したほか、学校現場や地方自治体、士業団体等からの求めに応じて同リーフレットの追加配布を行った。また、同リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストを法務省ホームページで公開し、同リーフレットの更なる利活用を促した。【法務省】

成年年齢引下げや高校学習指導要領改訂を踏まえ、高校向けにオンデマンド授業動画や指導教材を作成したほか、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起に関する特設サイトや動画を作成した。また大学生・社会人等向けには、消費者庁や関係業界と連携し、金融リテラシーに係る教材であるオンデマンド動画教材「マネビタ」を作成した。【金融庁】

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」進捗状況 (2021年度【令和3年度】末時点)

1 高等学校等における消費者教育の推進

(1) 学習指導要領の徹底【文部科学省】

現行学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や公民科、家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進するほか、法教育、金融経済教育等も充実を図った。

新学習指導要領においても消費者教育の内容の更なる充実が図られており、2019年度、2020年度、2021年度の全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、新しい小・中・高等学校学習指導要領の趣旨の徹底を図った。

2022年度以降においても引き続き学習指導要領の趣旨の徹底を図っていく。

民法の改正による成年年齢引下げを踏まえ、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前の第1学年及び第2学年のうちに家庭科の消費生活に関わる内容を学習することとなるよう高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正を行ったことから、このことについても併せて引き続き周知を図る。

【文部科学省】

(2) 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

消費者庁で2016年度に高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を作成した。2017年度は、徳島県の全高等学校等（56校、6,900人）で「社会への扉」を活用した授業を実施し、活用事例集を作成・公表した。

2018年度は、全国で同様の授業を実施することを目指して、全都道府県への働き掛けを行った。

2019年度においても、全国で実践的な消費者教育の授業を実施することを目指し、都道府県への働き掛けを行った。また、2019年度においては、教員等の授業支援として、地方公共団体が作成した実践事例の消費者庁ウェブサイトでの公表を行った。

2020年度は、都道府県に対し実践的な消費者教育の授業実施に向けた一層の取組促進の働き掛けを行うとともに、成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について、関係団体に働き掛けを行った。

2021年度は、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な授業の全国での実施に向け、地方公共団体等への働き掛けを強化するとともに、私立高等学校、特別支援学校等を対象とした出前講座事業を実施した。2021年度における「社会への扉」等の活用実績は下記表のとおりである。

さらに、2019年度には、学習成果の定着促進のため「社会への扉」の確認シート（契約編）や、特別支援学校のための支援ツールを、2020年度においては、「社会への扉」の確認シート（お金・暮らしの安全編）、消費者教育の機会確保と高等学校等の教師の指導に資するよう、「社会への扉」の内容等を学習することができる生徒向け・教員向け動画コンテンツ、契約・デジタル取引等に関する事項を学習す

ることができる特別支援学校向け教材や中学校向け教材、デジタル取引・サービスに関連する最近の消費者トラブルについて、具体的事例を学べる若年者向け教材を作成・公表し活用を促している。2021年度においては、前年度に作成・公表した、特別支援学校の知的障害のある生徒を主な対象とする、特別支援学校（高等部）消費者教育教材の活用を促すため、実践事例を収録した活用事例集を作成しウェブサイトに掲載した。【消費者庁】

（表1）2021年度における「社会への扉」等の活用実績

消費者教育教材活用校／域内の高等学校等数	都道府県の数
90%以上	36
80%以上～90%未満	9
70%以上～80%未満	2
60%以上～70%未満	—
50%以上～60%未満	—
50%未満	—
合計（注1）	47

（注1）全高等学校等での活用実績：91%

（表2）学校種別における活用実績 【単位：都道府県の数】

消費者教育教材活用校／域内の高等学校等数	国公立 高等学校等	私立 高等学校等	特別支援学校	高等専門学校
90%以上	45	19	29	29
80%以上～90%未満	2	10	11	—
70%以上～80%未満	—	7	3	1
60%以上～70%未満	—	5	3	3
50%以上～60%未満	—	4	—	1
50%未満	—	2	1	8
合計（注1）	47	47	47	42（注2）

（注1）学校種別における活用実績：国公立 98%、私立 75%、特別支援学校 88%、高等専門学校 77%

（注2）5県については高等専門学校がないため集計対象としていない。

全国の教育委員会関係者や校長、教員、私立学校関係者等が集まる会議、研修等において、「社会への扉」を周知し、活用の推進を図った。【文部科学省】

法務省では、教育関係者、法曹関係者等で構成する法教育推進協議会において、消費活動の前提となる私法の基本的な考え方についても取り上げた法教育教材を作成し、2018年度から順次、全国の小中学校、高等学校、教育委員会、社会科・公民科の教職課程を有する大学の学部、教員研修施設、都道府県の消費者行政担当課等に配布した。

また、これら教材の利用促進を図るため、教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公開したほか、教員研修等での講義を実施した。

2020年度には、成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、契約や私法の基本的な考え方を解説した高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高等学校、教育委員会等に配布した。

2021年度には、同リーフレットの配布を継続するとともに、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストの公開等を行ったほか、8月に契約等をテーマとした教員向けの法教育セミナーをオンライン形式により実施した。【法務省】

金融経済教育については、金融庁や、金融広報中央委員会等の関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、大学生・社会人等を対象とした金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」を策定したほか、金融広報中央委員会において、成年年齢引下げに関する中高生向けの動画や契約関連内容をまとめたパンフレットを新たに作成し、学校等に配布している。また、金融庁において、金融経済教育や資産形成に関するシンポジウム等のオンライン開催、大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画、高校生及び教員向けの授業動画、高校向け指導教材の作成などを行った。加えて、新成人向けに、過剰借入・ヤミ金利用その他消費者トラブルに関して注意すべき点をクイズ形式で紹介する動画や、消費者庁や関係業界と連携し、大学生や新社会人を主な対象にしたオンデマンド動画教材「マネビタ」を作成した。【金融庁】

（3）実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

「学校における消費者教育の充実について」（平成28年4月28日消費者教育推進会議提案）等を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本方針の変更において、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援を行うことを記載した。

「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月）において、消費者教育コーディネーターの役割等が提示された。

また、「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和元年7月）において、消費者教育コーディネーターの活用の在り方等が提示された。

加えて、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、消費者教育コーディネーターを活用した事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。

消費者教育コーディネーター育成のため、独立行政法人国民生活センターにおいて、消費者教育コーディネーターに求められる役割等について学ぶ消費者教育コーディネーター講座を実施した。

令和3年度地方消費者行政の現況調査の結果によれば、40都道府県において、消費者教育コーディネーターが配置されている。

消費者庁ウェブサイトにおいて、外部講師を活用した高等学校等における実践事例を紹介した。

消費者教育コーディネーターの育成、消費生活センターを含む地方公共団体等の取組促進のため、消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として消費者教育コーディネーター会議を開催し、実務経験者等を外部講師として活用した事例等の紹介を通じ、取組を促した。【消費者庁】

文部科学省が開催する消費者教育フェスタにおいて外部の専門家等を活用した授業等についての事例発表を行うなど実務経験者の学校教育現場での活用の推進を図っている。【文部科学省】

財務局や日本銀行、地方公共団体とも連携しつつ、全国の学校に講師を派遣し、

金融リテラシーに関する授業を実施している。【金融庁】

（４）教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行い（平成30年6月取りまとめ）、消費者教育推進会議での報告・意見聴取を踏まえ、今後の取組方針を決定した（「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定。同年7月12日改定。）別紙）。

現職教員に対する講習、研修における取組として、2019年度、2020年度、2021年度に、独立行政法人国民生活センターが大学に協力して、教員に対する免許状更新講習を実施した。

また、文部科学省から都道府県教育委員会等に対し、免許状更新講習に関し、消費者教育について取り扱う講座の積極的な開設を促すとともに、消費者庁から地方公共団体の消費者行政部局に対し、講習等への講師派遣協力の依頼を行った。

さらに、独立行政法人国民生活センターが現役の教員を対象として、授業等で消費者教育を取り扱うためのノウハウを学ぶ研修講座を地方公共団体との共催により開催した。また、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、大学等と連携して免許状更新講習を実施している地方公共団体の事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。

また、消費者教育コーディネーターの能力向上による質的保証のため、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体と共催で消費者教育コーディネーターに求められる役割等について学ぶ消費者教育コーディネーター講座について、内容を充実させて実施した。

消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として、消費者教育コーディネーター会議を開催し、実務経験者等を外部講師として活用した事例等の紹介を通じ、取組を促した。

さらに、2019年度、2020年度、2021年度に消費者教育コーディネーター配置促進のため、地方公共団体の消費者行政部局に対して、消費者庁の地方消費者行政強化交付金の活用を促した。

また、文部科学省において、免許状更新講習の申請要領を示した大学等の講習開設者に向けた通知の中で、消費者教育を含む成年年齢引下げに関する事項を取り上げた講習を必修領域や選択領域において開設できることを示した上で、開設を推進しており、免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数が増加した。【消費者庁、文部科学省】

消費者庁が2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の積極的な活用を促すため、独立行政法人教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育についての教員用研修動画を作成しウェブサイト上で公開するとともに、文部科学省において、全国の研修担当者等に対し研修動画の活用等を促した。

また、教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた通知（令和3年7月）を発出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国の教育委員会に促した。

さらに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の改定を踏まえた通知を発出し、全国の教育委員会や教職課程を置く大学等に対して、教員の養成・研修等における消費者教育に関する内容の充実等を促した。【文部科学省】

2 大学等における消費者教育の推進

(1) 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】

大学進学等によって若年者が新生活を始めるに当たって、特に注意が必要な事項や、成年年齢引下げによって、18歳から一人で有効な契約が結べるようになるといった消費生活上の基礎的な事項等をまとめた啓発資料を関係4省庁で作成し、消費者庁ウェブサイトで公表するとともに、関係団体に周知、配布した。

また、2019年度、2020年度、2021年度共に地方公共団体の消費者行政部局に対し、成人式で活用できる啓発資料、他の地方公共団体の取組事例の情報発信を行い、成人式での取組を促した。

さらに、消費生活上の基礎的な情報や消費者被害防止に資する情報をまとめた動画コンテンツを作成・公表し、活用を促した。

大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携の支援を含め、地域における消費者教育の充実に向けた多様な主体の連携体制の構築のため、消費者教育推進会議の下に設置された「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和元年7月）において、消費者教育コーディネーターの活用の在り方等を整理し、大学等と連携した支援事例など、地域における消費者教育の充実に向けた事例を紹介し、取組を促した。

また、この推進会議においては、平成28年度消費者教育に関する取組状況調査（文部科学省実施）を基に作成した、消費生活センター等の他機関との連携により実施している大学等における講義・ゼミでの消費者教育の事例に関する資料を提示し、その後、消費者庁ウェブサイトにて公表することにより、情報を提供している。

さらに、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、大学生等と連携した取組事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。【消費者庁】

大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有を実施しており、全ての大学の学生に対するガイダンス等での指導・啓発の推進を図っている。【文部科学省】

(2) 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】

大学等と消費生活センター等が連携した事例等を紹介している、令和元年度消費者教育に関する取組状況調査（文部科学省実施）について、地方公共団体の消費者行政部局宛て周知を行い、取組を促した。

消費者教育コーディネーターの育成、消費生活センターを含む地方公共団体の取組促進のため、消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として、消費者教育コーディネーター会議を開催し、外部講師を活用した大学における講座の取組事

例や大学等と連携したイベント開催等の取組事例を紹介し、取組を促した。

また、都道府県に対し、財務局と連携して大学での講座を実施した事例を紹介しつつ、大学等における出前講座等の取組を促した。【消費者庁】

(3) 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

金融庁・財務局職員による、大学を含む学校向けの出張授業を抜本的に拡充し、金融経済教育推進会議において策定した、大学生・社会人等を対象とした金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」やオンデマンド動画教材「マネビタ」、金融庁で作成した「高校向け指導教材」等も活用しつつ、大学等における講義を実施した。また、金融経済教育の推進に向けて、都道府県教育委員会に働き掛けを行ったほか、大学の教員養成課程や教員向け研修等においても、金融リテラシーに係る講義を実施した。【金融庁】

3 その他

(1) 消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置【消費者庁】

「消費者教育推進計画」は47都道府県、18政令市で策定済み。「消費者教育推進地域協議会」は47都道府県、19政令市で設置済み。【消費者庁】

(2) 大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し【文部科学省】

2010年度作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針を改訂（2018年7月）し、全国の大学等及び教育委員会へ通知を行った。また、地方公共団体や大学等からの求めに応じ、それぞれが抱える課題等に対し、指導・助言を行う、文部科学省消費者教育アドバイザーを派遣するとともに、教育委員会や大学関係者が参加する消費者教育フェスタを開催した。【文部科学省】